

◎ サーバ管理型乗車券取扱規程

制定 2021.4

第1章 総則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄」という。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として当社線を利用する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

2 第1項に定める識別番号（以下「ID」という。）には次の2種類があります。

- (1) クレジットカード会員番号等
- (2) 2次元バーコードの識別番号等

(用語の定義)

第2条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、南海電鉄の経営する鉄道をいい、「他社線」とは、南海電鉄以外が経営する鉄道・軌道・自動車線及び航路をいいます。
- (2) 「営業規則」とは、旅客営業規則をいいます。
- (3) 「サーバ管理型乗車券」とは、媒体と入出場情報を組み合わせたものをいいます。
- (4) 「後払い式サーバ管理型乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、クレジットカード会員番号等のIDが記録されたもので、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車に利用できる媒体をいいます。
- (5) 「デジタル乗車券」とは、この規程の定めるところにより、南海電鉄および(株)スルッとKANSAIの運営する販売サイトで発売された電子チケットで受けられるサービス等において、サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードのIDが表示されたものをいいます。
- (6) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券のID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいいます。
- (7) 「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトの総称をいいます。
- (8) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した自動改札機をいいます。
- (9) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末（一部を除く。）をいいます。
- (10) 「購入情報等」とは、デジタル乗車券の購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。

(適用範囲)

第3条 サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによります。

2 この規程が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによります。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

- (1) 営業規則及び旅客営業細則
- (2) その他達示類
- (3) 業務マニュアル等当社が定めるもの

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第4条 後払い式サーバ管理型乗車券による旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機等による改札を受けたときに成立します。
- 2 デジタル乗車券は、乗車券を購入する際、旅客自らが情報端末で操作を行い、購入内容等をシステムに送信し、システムがその情報を受信した後、購入情報等をもとにシステムに乗車券情報を配信完了した時に売買契約および運送契約が成立するものとします。
  - 3 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規程等の変更)

- 第5条 民法第548条の4の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、旅客と個別に合意することなく、この規程を変更することができるものとします。
- (1) この規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合。
  - (2) この規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事象に照らして合理的なものである場合。
- 2 この規約を変更する場合、予めWebサイト等で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。

(旅客の同意)

- 第6条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

- 第7条 サーバ管理型乗車券の取扱区間は対応改札機設置駅相互間とします。

(使用方法)

- 第8条 サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的で対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応改札機等による改札を受けて出場しなければなりません。

(使用の制限)

- 第9条 1回の乗車につき、2以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできません。
  - 3 サーバ管理型乗車券の破損、対応改札機等の故障又は停電等により対応改札機等によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、サーバ管理型乗車券は直接、対応改札機等で使用することができません。
  - 4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
  - 5 当社線での利用を制限されたサーバ管理型乗車券は、使用することができません。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場できません。
  - 6 他の乗車券と併用して使用することはできません。
  - 7 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することができません。
  - 8 偽造、変造又は不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第10条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車券による当社線の取扱制限又は停止をすることがあります。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法若しくは乗車する列車等の制限
  - (2) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの取扱制限又は停止に対し、南海電鉄はその責を負いません。

(紛失)

第11条 入場後、サーバ管理型乗車券を紛失した場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を収受しません。

- 2 サーバ管理型乗車券の紛失に対し、南海電鉄はその責を負いません。

(利用履歴の確認)

第12条 旅客は、乗車券管理サーバと接続する Web サイト等において、サーバ管理型乗車券の利用履歴を確認することができます。なお、利用履歴の内容は、サーバ管理型乗車券を使用して対応改札機等により入出場を行った場合の利用月日及び利用区間等とします。

(効力)

第13条 第8条の規定により使用するサーバ管理型乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。
- (2) 入場後は当日に限り有効とします。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。

(運賃)

第14条 サーバ管理型乗車券が適用されるのは大人普通旅客運賃に限ります。

(無効となる場合)

第15条 サーバ管理型乗車券は、次の各号の1に該当する場合は無効とします。

- (1) 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
  - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき
  - (3) その使用方法に基づかず使用したとき
  - (4) 偽造、変造又は不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用したとき
  - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき
- 2 偽造、変造又は不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用しようとした場合は、無効とします。

(サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)

第16条 破損等によりサーバ管理型乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合の取扱いは別に定めるところによります。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第17条 旅客は、サーバ管理型乗車券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客はサーバ管理型乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 18 条 前条第 1 項の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、営業規則第 168 条の規定を準用して計算します。

3 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第 19 条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、別に定めるところによります。